

# 平成28年度 事業計画

## 1 はじめに

わが国の総人口に占める65歳以上の人口の割合を示す高齢化率は約26.0%（平成26年現在）となっており、しかも、この10年間の増加率の高さは顕著なものとなっています。また、今後、核家族化の進展によって全世帯数に占める高齢単独世帯数も加速度に増加することが予想され、一人暮らしの高齢者等に対する各方面でのケアの必要性が浮き彫りとなっております。

また、全国的な人口減少に伴って生じる地域における産業の空洞化は、愛知県下では大きく影響を受けていないように見えるものの、正規労働者の有効求人倍率は、全体からみると決して高くない状況であり、未だ不透明な景気動向の影響もあって、雇用等の市民の生活を支える経済基盤は盤石なものとはなっていないものと思われまます。

このようなことから、市民生活の中における法的支援についても、高齢者や障がい者に関する消費者被害等の救済をはじめとする権利擁護活動や若年者層を含む経済的困窮者が抱える生活に身近な法律問題への取り組みもますます重要になってくると考えます。

## 2 司法書士を取り巻く環境への影響

このような全国的に抱える社会構造上の課題は、司法書士制度に密接に関連する不動産登記制度に対しても影響を与えているところであり、長年にわたり相続による登記手続がされていないこと等が要因となり、登記記録から所有者の所在を把握することが困難である不動産の増加が問題となっております。将来にわたってこのような不動産が増加し続ければ、公共事業のみならず、民間も含めた様々な事業の推進に支障を来すばかりでなく、大規模災害における復興の妨げや空き家問題等の社会問題に拍車がかかっていくことが懸念されます。

これらの問題の背景には、社会的要因である少子超高齢社会や核家族化の進展による影響から相続人も高齢者となるいわゆる老々相続の問題や再転相続や相続人が兄弟姉妹へと広がることによる複雑な相続関係の存在も一因となっていると考えられます。

司法書士は、長年にわたり相続登記をはじめとする不動産登記の専門家として活動しているのであり、これらの課題に対しても実務家の視点をもって、制度改善に向けた提言をするとともにその改善に向けた取り組みも行っていく必要があります。

## 3 司法書士業務の周辺状況の変化

一方、司法書士業務の周辺状況に目を向けますと、不動産登記・商業登記ともに長期的にはその受託件数は減少傾向にあり、統計データでも名古屋法務局管内の土地建物に関する登記事件数は、平成21年との比較によると、ここ数年は増加傾向であったものの平成26年では減少に転じております。

また、司法書士の紛争解決手続等への関与については、これまで急増した簡易裁判所での通常訴訟事件数もいわゆる過払金返還請求事件の急激な減少を要因として、平成21年をピーク

に新受件数も減少傾向に転じており、これに伴って、司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務の受任状況も下降傾向が継続しております。

さらに、地方裁判所においては、ここ数年では、原告・被告双方に代理人を選任される事件割合は増加傾向となっており、他方で、破産事件等の減少によって司法書士の裁判書類作成の受託件数は減少傾向にあります。

近年の司法書士業務に関する周辺状況の変化の概要は以上のとおり厳しい状況ではあるものの、一方では、前述の相続未登記に関する問題等に見られるように、適切に権利の登記が実施されていない状況があることに鑑みると専門家の助力を必要とする登記事件も潜在的には少なくないと推察できます。

したがって、市民に対して「登記=司法書士」を全面に打ち出すことによって、登記事件の関与率をより向上させるとともに登記を切り口とした予防司法機能を十全に果たしていく役割が求められものと考えます。

また、簡裁事件においては、不当利得返還請求事件以外の市民間の紛争類型は少なからず存在しており、地裁事件でも本人訴訟（当事者双方又は一方に代理人が選任されていない訴訟）は依然として50%を超える状況であることから、これらの訴訟事件における当事者を支援する体制を整えるとともに、気軽にアクセスできる相談窓口としての機能を充実させておく必要があると考えております。

さらに、家事に関する事件では、これまでの後見等関連事件は今後ますます増加することが予想されますし、ひとり親家庭における養育費の受取率の低さ等も指摘されていることから、離婚率の増加等に伴い子の監護に関する調停利用も増加すると思われ、司法書士の裁判書類作成等関係業務による法的支援の必要性も高まってくると考えられます。

近年、司法書士法施行規則第31条に列挙されている財産管理等の業務（いわゆる規則31条業務）への取り組みが新たな司法書士業務スタイルとして注目を集めているところでもありますが、現状では、個別類型別の実務マニュアルが先行しており、多種多様なこれらの業務全般について、法体系の中での業務の法的性質等については、確立した検討結果は未だ示されていない状況であると考えます。そのため、これらの業務を司法書士業務として理論・実務両面とともに専門家としての倫理面においても成熟させるためには、この分野における継続した研究は不可欠となるものと考えております。

## 4 司法書士の法律家像の原点

これまで、司法書士は、長年にわたって、登記、供託及び訴訟等の手続の専門家として国民の権利を擁護するための職能として実績を積んできており、その業務を通じて予防司法や紛争解決の担い手として活動してきたものであります。

既に述べましたとおり、登記や訴訟等の手続の中においても、その役割をより十全に果たしていくための課題は残されている状況であることから、司法書士の原点であった分野に力点をおいて、司法書士の法律家像を再確認しながら、司法書士の業務をしっかりと市民に理解していただくことも重要であると考えております。

## 5 本年度事業の基本目標

本年度における本会事業の基本目標は、「司法書士が登記、供託及び訴訟等の手続の専門家として、その業務を通じて、法律家としての使命を自覚し、地域に根差して、安定した法的サービスを提供していく環境をつくること」と定め、その実現を果たすことで、市民社会にある法律専門職団体として責務を果たしていくことを考えております。

したがって、本年度の各事業では、地域社会への貢献していくことを究極の目的としながらも、各事業から生じる成果については、司法書士制度を支えるひとり一人の会員の執務現場に反映させることを視野に入れて組み立て、各事業部門では、企画（研究活動）、社会事業（市民活動）、広報（周知活動）、研修（研修指導活動）の連携を図った上で取り組んでいきたいと考えております。

## 6 重点事業の概要

### (1) 社会問題等から派生する制度的課題への取り組み

#### ① 空き家等の問題及び所有者所在把握困難不動産問題等に対する取り組み

昨年5月に完全施行された「空き家対策の推進に関する特別措置法」を受けて、愛知県下でも本年度から多くの市町村が空き家等の問題解消に向けた取り組みの検討を開始しております。各市町村の稼働が本格化するのには、次年度以降となるとの予想もありますが、地域において深刻な状況となっている空き家の存在から派生する様々な問題や解決策、空き家としないための予防策等について、相続登記や成年後見業務等々、専門家の視点でもって提供しうる情報を市町村や市民に対して継続的に発信していき、同時に相談体制の充実も図っていかねばなりません。

また、空き家問題を含む所有者所在を把握することが困難な不動産への取り組みに関しては、長年にわたる未登記（登記放置）を解消するためにも適切な時期における相続等の登記手続を促し、法務局とも連携をした周知活動を実施していくとともに相続登記等の受託推進につなげていきたいと考えております。

#### ② 中小零細企業等における相続（承継）等への取り組み

少子超高齢化社会や相続に関する法的問題の複雑化等の課題は、必ずしも自然人に限ったことではなく、地域経済を支える企業、とりわけ中小零細企業においても深刻な問題となっております。そのため、相続等の不動産登記手続だけでなく、会社法人等の登記実務を通じて、後継者へ引き継ぎ等を検討しているこれらの企業等に対する法務面での適切な助言を行うとともに地域経済を支える司法書士としての役割を果たせるような取り組みを行っていきます。

#### ③ 子どもの権利擁護活動への取り組み

経済的格差がもたらす状況では子どもをはじめとする若年者層の経済的困窮（貧困）が社会問題となっているところではありますが、特に未来を背負う子どもらの貧困問題は、我が国の将来においても重要な問題となってきます。

その中でも養育費の未払いの問題は、私たちが業務として行っている法律問題にとっても身近な問題であることから、子どもの権利擁護活動の一環として、この養育費未払い問題を捉えるとともに、司法書士が業務の中でも家庭裁判所への調停等の書類作成を中心とした活動ができるようにして家事事件受託推進と民事法律扶助の利用促進に関する取り組みを行っていきます。

## (2) 各事業部門の連携と会員へのフィードバック

「社会問題等から派生する制度的課題への取り組み」を含め、各事業部門で実施している相談事業・研究事業・研修事業・広報事業を体系的に連携され機動的且つ効果的に実施する体制の整備とこれらの成果を会員へ還元できる仕組みを策定していきたい。

## (3) 司法書士の信頼性向上のための取り組み

近年、増加傾向となっている司法書士執務に関する苦情等に関しては、その多くは説明不足による誤解等から生じる問題であるが、中には、深刻な綱紀案件に発展していくケースも少なからず存在しています。司法書士会としては、このような苦情や綱紀案件に対して適正に対応することはもとよりのこと、このような事態が発生させないようにするためにも会員の執務状況についての実態調査を行いながら、司法書士の執務適正化に向けた情報発信や指導を実施していきます。

## (4) 司法書士会の組織・財政の見直しに向けて

昨今の司法書士会や司法書士を取り巻く環境や社会的要請は多様なものであり、且つ広範囲に及ぶものであります。これらに対応する事業を本会の組織基盤のみで運営していくことは限界が生じることが予想され、現状における支部を含む司法書士会の組織全体の執行体制を見直す時機にあると考えます。また、平成29年度以降の財政に関しても将来生じる会館大規模修繕に向けての計画や特定預金の扱い等を踏まえ、社会事業特別会計の存続の適否、会費の増減を含め、本会会計の在り方を検討するとともに本会からの委嘱事業を含む支部事業と予算執行の在り方について、総務部門、経理部門両面での検討を実施します。

## 7 災害対策（東日本大震災被災地支援を含む）に関する事業

東日本大震災の発生から5年が経過したところではありますが、未だ多くの被災者の方が仮設住宅をはじめ避難生活を余儀なくされているという状況ではありますが、被災地各地で復興の進捗状況や被災者の方々の置かれている環境は大きく違ってきております。本会としては、今後の被災地支援については、これまでと同様に岩手県会からの要請を受けて、相談員の派遣事業は継続する予定ではありますが、従来のような仮設巡回型ではなく、広く被災地での法的支援のための情報提供活動として昨年度実施したセミナー等の開催と併設された相談会への派遣事業へと切り替えを行うことを考えております。なお、九州熊本地方で発生した震災をはじめ、各地で発生する災害への市民救援活動については、被災会や日司連からの要請に応じた支援活動を実施いたします。

さらに、これまでの5年間にわたる被災地支援活動を総括するとともに、愛知県における災害対策に関するマニュアル等を策定するとともに愛知県下で自然災害等が発生したときの災害対応のための自治体との連携体制の整備を行います。

## 8 まとめ

以上が本年度における事業計画案の全体像及び重点事業の概要となります。その詳細及びその他の事業に関する内容に関しては、各部所からの事業計画案に譲りますが、これらの事業に関しては本会や委員会のみで執行できるものではなく、各支部、関連団体をはじめとする各機関と連携をはかるとともに愛知県会員みなさんの協力がなければ行うことができません。

何卒、会員の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

# 平成28年度 総務部事業計画

総務部長 廣瀬 成隆

## 1. 司法書士倫理・執務

司法書士に対する社会の期待と信頼に応えるため、研修所などと連携しながら、司法書士倫理規範の周知を徹底し、また、情報提供などを通じて司法書士執務の適正化を図ります。

## 2. 苦情、綱紀事案、紛議調停の対応

市民から会員に対する苦情等に対して、「市民対応窓口」を活用し、迅速な処理をします。

注意勧告小理事会、量定意見小理事会と綱紀調査委員会が適正・円滑に運営されるようにします。

紛議調停制度が、会員とその依頼者等のトラブルについて、個別の実情に即した解決が図れるようにします。

## 3. 非司法書士対策

非司法書士活動に対しては、厳正に対処します。

司法書士法施行規則第41条の2に基づく法務局からの委嘱による登記事件に係わる司法書士法等違反に関する調査を本年度も、各支部の協力を得ながら実施します。

## 4. 情報公開

会員用ホームページ及びFAX同報通信、会報等を通して、会員に必要な情報を適正・迅速に公開します。

## 5. 危機管理の対応

安否確認一斉通報サービスを利用するなどした災害時等の危機管理体制の確認、対応をします。

リスクマネジメントの一環として、クライシス・コミュニケーション（緊急時広報）への対応を図ります。

会務システムのバックアップ体制の構築を図ります。

## 6. 福利厚生

会員の福利厚生、連帯感醸成のための事業を実施します。

## 7. 事務局環境の改善

事務局の円滑な運営と一層の事務の適正・効率化を図ります。

## 8. 会館の維持・管理・修繕

愛知県司法書士会館の維持・管理・修繕をします。

修繕計画に基づき、会館の大規模修繕を行います。

## 9. 各委員会の運営

所管する各委員会の事業が適正に行われるように運営します。

- ・ 非司法書士排除委員会
- ・ 綱紀調査委員会
- ・ 情報公開委員会
- ・ 紛議調停委員会
- ・ 新人研修奨学基金委員会
- ・ 事故処理委員会
- ・ 登録調査委員会

# 平成28年度 経理部事業計画

経理部長 加藤 芳 樹

1. 会計処理を適正に行い、一般会計及び特別会計（社会事業特別会計、会館特別会計、新人研修奨学基金）の決算書類を作成します。
2. 予算を適切に管理・執行し、備品の管理を適切に行い、健全な財政基盤を維持します。
3. 適切に予算を管理できるよう会計情報を各部所等に適時に提供していきます。
4. 平成29年度予算書（案）を特に下記の点に留意して作成します。
  - （1）支部交付金の見直し
  - （2）会館修繕引当預金への積立額の変更の検討
  - （3）社会事業特別会費の見直し

# 平成28年度 企画部事業計画

企画部長 吉川 豊

企画部がつかさどる事務は、会則第57条に定められているとおり下記のとおりです。

## 記

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項
- (3) 事業計画案の策定及び調整に関する事項
- (4) 本会が所蔵する図書及び文献の管理、調達計画の立案及びその実行に関する事項
- (5) 会員に対する業務用図書及び物品等の購入、あっせん及び頒布に関する事項

上記、つかさどる事務の範囲に基づき、次の事業を実施します。

## 1. 調査・研究活動等

### (1) 登記業務に関する研究

「登記といえば司法書士。」といわれるとおり、司法書士は登記の専門家であり、登記業務は私たちの1番の根幹業務です。そのためには、私たち自身が登記の専門家であることを自覚し、その専門性を深化させていく必要があります。そこで、次の事業を行います。

- ①登記に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②登記に関する実体法、手続法に対する改正対応及び会員への情報提供
- ③名古屋法務局との法司研究会の開催及び、法司協議問題に関する資料の取りまとめ

### (2) 裁判事務に関する研究

私たちは、身近な暮らしの中の法律家として、民事・家事を問わず市民の暮らしの中に惹起する様々な法的紛争に対応することが求められます。その要請にしっかりと応えていくため、次の事業を行います。

- ①民事及び家事事件に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②裁判事務に関連する法改正対応及び会員への情報提供
- ③簡易裁判所訴訟代理権取得後の司法書士の裁判業務に対する取り組みに対する情報収集、分析等
- ④裁判所・弁護士・学者との情報交換

### (3) 成年後見業務に関する研究

私たちは、国民の権利の保護に寄与することを社会的使命としているところ、高齢者・障害者の権利擁護の一手段として成年後見制度の活用が有用であることは言うまでもありません。その有用である成年後見制度をより積極的に活用していけるよう、次の事業を行います。

- ①成年後見制度及び高齢者・障害者の理解を深めるための研究、会員への情報提供
- ②成年後見事案の事例収集及びその分析
- ③福祉関係者（団体）との情報交換

#### (4) 業務開発・次世代業務に関する研究

近年においては、例えば、遺産承継や民事信託を始めとした財産管理、事業承継といった新しい法的需要も生まれています。これらの新しい法的需要に対してもしっかりと対応していくことが、私たちの利用者である市民の信頼に応えるというだけでなく、そのことが、私たちの業務分野の拡大にも繋がっていきます。そのため、次の事業を行います。

- ①司法書士法施行規則31条を活用した財産管理業務に関する実務上の問題の集約、研究、会員への情報提供
- ②企業法務に関する研究及び会員への情報提供

#### (5) 法改正対応・法制度に関する研究

私たちは、業務に関連する法改正に対して適切に対応し、その専門性を維持・発展していく必要があります。また、業務に関する調査・研究を行う前提としての法制度や法解釈等の基礎的研究も行う必要もあります。そのため、次の事業を行います。

- ①民法（債権関係）改正、その他の法改正に関する研究及び会員への情報提供
- ②民事実体法、重要判例に関する研究及び会員への情報提供
- ③新たな業務分野に関する基礎研究

#### (6) 調査・研究成果の会員への還元

企画部の主要事業は調査・研究活動にあります。それは、個々の会員の専門性の深化や業務範囲の拡大に向けられたものであります。そのため、本会研修及び支部研修等に対する講師派遣、本会及び支部が実施する研修会において使用する研修教材の作成、本会HP内にある会員専用ページを利用した情報提供、オープン委員会の開催等をとおして、調査・研究活動で得た成果を会員へ還元していきます。

## 2. 組織・運営

#### (1) 企画部の組織と委員会の在り方についての検討

各委員会が効率的に調査・研究を行い、それを会員へ還元していくためには、企画部の組織体制や委員会の在り方について常に検討を重ね、そこに内在する問題を把握するとともに、その問題を解決するための具体的な改善策を立案する必要があります。そのため、継続的に企画部の組織と委員会の在り方について、企画部員を中心に議論していきます。

#### (2) 図書室の整備

企画部がつかさどる事務の一つに、「本会が所蔵する図書及び文献の管理、調達計画の立案及びその実行に関する事項」があります。現在、司法書士会館の図書室について、必ずしも蔵書が機能的に管理されているとは言い難い状況です。そこで、蔵書を機能的に管理できるよう、図書室の整備を行っていきます。また同時に、計画的に図書を調達し、より一層の図書室の充実を図ります。

# 平成28年度 広報部事業計画

広報部長 杉 坂 美由紀

広報部の事業は「司法書士会事業の広報」と「司法書士制度広報」及び「会報の発行」を大きな柱としています。本年度もこれらの事業を継続するとともに、従前の広報活動についての検証を改めて行い、その結果をふまえて新たな広報事業を企画し実践していきます。

社会事業部・企画部・研修所等と連携し、司法書士及び司法書士会の存在が、まさに市民に身近な法律家として活用していただけるようさまざまなかたちで市民に向けて情報を発信し続けます。また市民から向けられる目や声を感度よく受信してそのニーズや期待に応えられるよう努力し、社会における存在意義をより高めていくことを目指して広報活動を行います。

## <広報部の全体事業>

### 1. 広報活動

各種相談会・110番事業、市民公開講座などの事業の広報については、マスコミリリースなどのパブリシティ活動を中心に行い、必要に応じて新聞広告・テレビ・ラジオなどによる情報提供を効果的な時期に行うことで事業告知を図ります。また、ホームページ等を積極的に活用するなどして、さまざまな情報発信を行います。

ホームページは、会及び会員と市民とが直接つながるツールとして今後さらに有効活用したいと考えています。従来から迅速に最新の情報を提供できるよう運営体制を整え、コンテンツの拡充、会員検索ページの強化など行っておりましたが、現在本会のホームページが市民のどの層の方々から閲覧され、かつどのように利用されているかの調査を行った結果を踏まえて今後のホームページのあり方を考え、その運営方法についても従来のやり方を見直し、具体的に対応してまいります。

司法書士の業務内容等をわかりやすく伝え、認知度をより高めるための広報手段の一つとしてのパンフレットやチラシ、対外向け冊子等のあり方を、これまでの実績を元に客観的に分析・検討し、よりよい紙面作りに役立てていきます。

各種イベントやブース出展等への参加は、多彩な市民の方々と接することにより生の声をお聞きすることのできる貴重な機会であると同時に、そこに参加した会員間の交流や情報交換の機会ととらえています。広報部以外の事業部とも連携をとりながら、多種多様な方法で社会に対して情報発信を行います。またそこで集めたアンケート等の市民の声を分析し、今後の広報活動に役立てていきます。

以上の目的を達成し更に発展させていくために、下記のとおり具体的な事業を行います。

- (1) 各種事業及び法改正等の実務情報についての事前広報及び報告
- (2) 司法書士総合相談センター、電話ガイド、110番事業等のマスメディアによる広告
- (3) 新聞名刺広告

- (4) テレビ・ラジオ等各種マスメディアを通じた司法書士制度広報及び事業告知
- (5) 新聞社やテレビ局等各種マスメディア関係者との定期的な情報交換会の開催
- (6) 制度広報を目的としたイベント等の実施
- (7) 各種セミナー等の企画、運営
- (8) その他の広報活動の検討、実施

## 2. 他団体等との連携・情報交換活動

従来から名古屋自由業団体連絡協議会に参画し、各士業団体との情報交換や、良好で建設的な関係性の構築に努めています。本年度も「生活お困りごと相談会」「フレッシュマン・フォーラム10'」「大学生のための資格業ガイドランス」などの事業に積極的に参画していきます。また、昨年度より始まった法務局との共催による商業登記セミナーなどのように、官民で、あるいは他団体と連携をとってそれぞれの立場を活かした広報事業を実施します。

## 3. 組織・運営

広報事業を執行するにあたって、部が担当すべき事業、委員会が担当すべき事業を整理し、部会及び委員会において適切な人員配置・運営を行うため、昨年度に引き続き広報部の組織と委員会の在り方について、広報部員を中心に議論・検討していきます。

## <委員会の活動>

### 1. 会報編集委員会

会員に向けて会員の業務に資するための情報を提供し、会の事業の報告など行うため、会報愛知の企画、編集、発行を行います。

### 2. ホームページ運営準備委員会

愛知会のホームページのうち、対外向けのページについて現行のものから抜本的なリニューアルに向けた検討・検証を行い、現在リニューアルに向けての準備を行っています。

リニューアル後のホームページについては、その運営、管理、各種コンテンツの企画・編集を行うホームページ運営委員会（仮称）を設置して対応することを考えています。

# 平成28年度 社会事業部事業計画

社会事業部長 江里二郎

少子高齢化の進展、格差の拡大といわれる社会情勢は「子どもの貧困」「下流老人」などの言葉を生み、ひとり親世帯や高齢者の貧困問題がクローズアップされています。空き家問題についても単身高齢世帯が増加していることから今後より深刻化していくとも言われています。今年度は障害者差別解消法の施行がなされることもあり、障がい者の権利擁護についても関心が高まると思われます。こうした社会において法的な支援が必要な方は決して少なくないはずですが、適切な法的支援を受けることができた方はまだ少ないのではないのでしょうか。

社会事業部はこうした市民のニーズに応えていけるようにこれまでの事業を深耕させていきます。

## 1. 相談体制の拡充

- (1) 過去の定例相談の分析とフィードバック
- (2) 臨時相談会ごとの相談員養成研修の実施
- (3) 養育費、交通事故、特殊詐欺など新たな分野の臨時相談会の開催
- (4) 法テラスとの連携
- (5) 民事法律扶助の利用促進
- (6) 国、自治体等の要請による相談員の派遣

## 2. 調停センターの利用促進

- (1) 活用講座の開催
- (2) 会員への周知活動

## 3. 社会問題への取り組み

- (1) 空き家、所有者所在把握困難不動産問題についての相談会開催など
- (2) 基幹相談支援センター等の支援機関との連携
- (3) 介護福祉専門職等とのケース検討会議など実践的な自死対策研修の実施
- (4) 生活困窮者自立支援法に関する取り組み
- (5) 東日本大震災の被災者支援に関する要請活動
- (6) 成年後見制度（主に市町村申立）に関する要請活動
- (7) 子どもの貧困問題をテーマとした市民公開講座の開催

## 委員会の活動

### 相談事業委員会

市民に必要とされる法的支援の実施のため、相談に関する事業を統括する委員会です。

総合相談センターで実施する定例相談、電話ガイド事業のほか、臨時相談、自治体等からの要請による派遣相談、司法書士電話相談センターの電話相談等の事業を統括するほか、相談事例の整理・検討、相談員の資質向上のための研修会等の企画も行います。

### 法テラス対応委員会

市民に必要とされる法的支援の実施のため、法テラスとの連携を図る委員会です。

民事法律扶助利用促進のための情報交換や法テラス主催の臨時相談、地方協議会などへの相談員の派遣などを行うほか、民事法律扶助に関する会員向けの情報提供等も行います。

### 法教育事業委員会

予防司法の担い手として、法教育に関する事業を行う委員会です。

消費者被害等の予防のための市民法律教室、子どもたちにルールや法律の必要性を理解してもらい生きる力を育む法教育授業、親子でルールや法律を学ぶ親子法律教室、司法書士の視点から裁判所や裁判制度を伝える裁判ウォッチングを行う予定です。

### 消費者・生活問題対策委員会

生活の中で起こる様々な法的な問題についてその把握と対策の検討を行い、相談会の企画を行います。また自治体その他との地域連携に関する事業も行います。このほか自治体等の要請を受けて消費者問題や多重債務問題等に関する講師派遣、会議等への参加、相談員派遣などを行います。

### 社会問題委員会

自死問題についてその対策と地域連携に関する取り組みを行う委員会です。自殺予防の観点から自殺ハイリスク者への対応について最低限必要な知識を習得するための研修を企画開催するほか、愛知県内各地の保健所を中心とした自殺未遂者対策地域連携の構築を目指します。

### 市民公開講座実行委員会

市民公開講座を運営する委員会です。今年度は「相談」をテーマに開催します。

# 平成28年度 研修所事業計画

研修所所長 高山孝治

## 1. 組織・運営

研修所の組織を「会員研修」・「新人研修」の区分に応じて分掌し、機動的かつ効率的な運営を図るとともに、継続的であり充実した研修制度の確立を目指します。

## 2. 会員研修

### (1) 研修の企画

会員を対象として、司法書士業務に関連する研修会、法令の改正等に対応する研修会を10回程度を目途に企画・開催します。支部研修との役割分担を意識しつつ、研修テーマに対する会員の要請を探るとともに、年度を通じて不動産登記・商業登記・裁判事務・財産管理や中小企業等の法務など各分野に触れるよう研修会を企画します。また、法的素養の向上、倫理観の養成、司法書士制度の一員としての認識の醸成、職域の拡充等、幅広い視点を持って研修内容を検討していきます。

集合研修を基本とし、講師選定や講義内容の事前打合せにおいては各会員が研修内容に魅力を感じ、積極的な参加意欲を躍起できるよう意識するとともに、より実効性のある研修となるよう配慮します。

また、連合会から配布されるDVDを教材としたDVD研修、連合会主催研修のインターネット配信による受信会場としての運営についても、積極的に実施していきます。

### (2) 研修受講機会の確保並びに研修会場の混雑緩和

遠方会員の負担軽減及び本会会場の混雑緩和を目的としたweb会議システムによる研修中継会場の設置について、引き続き中継可能な研修において継続実施します。

収録可能な研修会について、講義内容の収録DVDを各支部事務所に送付し支部研修で役立てていただくとともに、会員への貸出しや、本会ホームページでの視聴等、研修会への参加以外にも受講方法があることについての周知を行います。また、日司連研修総合ポータルサイトにおける研修ライブラリやeラーニングについて、同様に周知を行います。

### (3) 研修受講促進

単位制研修制度をより実効性のあるものとするため、各会員の自発的な研修受講を促すとともに、取得単位数の通知を行う等、すべての会員が所定単位数を取得するよう啓発活動を行います。

### (4) 新入会員研修プログラム

連合会において、概ね登録後3年未満の会員を対象としたeラーニングとグループ研修を中心とした新入会員研修プログラムの試行がなされており、平成30年度から本格導入が予定されています。

当該プログラムについて、本会研修所としても事前検証を行うとともに、連合会との情報交換を通じて、より有意義なプログラムとなるよう働きかけを行います。また、本格導入を視野に入れた組織体制の整備を図ります。

## (5) その他

- ①他団体が実施する研修会についての単位認定及び研修単位の管理
- ②研修会情報・記録の収集・管理・運用・提供
- ③各研修機関・支部との連絡・調整・支援
- ④研修受付ボランティアスタッフの募集及び活用
- ⑤集合研修以外の研修方法の検討
- ⑥研修受講意欲を高揚させる手法の検討

## 3. 年次制研修

年次制研修は、司法書士がその社会的使命を果たすための職業倫理の保持を目的とした研修として位置付けられており、登録後一定年次ごとに参加しなければならないこととされています。対象となる会員全員が無理なく参加できるよう研修日程を設け、その運営を担います。また、不参加者に対して、指導等の事後対応の管理を行います。

## 4. 新入会員オリエンテーション

新規の司法書士登録者を対象に、執務に関する基本姿勢の確認を目的としたオリエンテーションを、総務部と協働し、年3回程度開催します。

## 5. 新人研修

### (1) 配属研修

実地形式と集合形式の複合による配属研修を実施します。

実地形式による配属研修は、司法書士事務所の現場に配属され、実際の事件がどのように処理されていくかを学ぶための研修です。単に業務処理の知識や経験の習得に留まらず、司法書士としてあるべき執務姿勢や職業倫理等、幅広く理解を深めることを目的とします。将来の司法書士制度を担う人財の育成に直結する研修であり、司法書士試験合格者全員が受講するようガイダンス時の説明等を通じて働き掛けていきます。

また、実地形式による配属研修をより充実したものとするため、これに先立って集合形式による配属研修を実施します。執務現場における基礎知識のほか、マナーやコミュニケーション等の基本的な事項を習得させ、実地指導員の負担軽減を図るとともに、実地における研修の効率化を図ります。

### (2) 配属フォロー研修

司法書士試験合格者にとって一連の新人研修の最終段階において、配属フォロー研修を実施します。知識や執務姿勢の再確認並びに各人が司法書士制度を担う主体であることについて認識の定着を図ります。

### (3) その他

- ①配属研修の企画・運営
- ②集合研修会の企画・運営
- ③その他継続的かつ効率的な新人研修制度の検討